

## 手続きの流れ（黄色枠が変更箇所）

お申し込みからご使用まで

○町民会館（フレサよしみ）の利用手続きは次のとおりです。

大ホール  
使用日の1年前から前々日まで申込みができます。  
（本番の場合は20日前まで）※楽屋など付随する施設を使用する場合は同時に申込みが出来ます。

小ホール・会議室・和室・スカイホール  
使用日の6ヶ月前から前々日まで申込みができます。

※申込受付開始日早見表をご覧ください。

### ★仮予約

電話で仮予約ができます。（仮予約の有効期限は7日間です。  
その間に窓口で申請をしていただかないと無効になります。）

### 使用申請受付時間

窓口申請：午前8時30分から午後5時15分まで

※申請開始日のみ電話仮予約：午前10時00分から午後5時15分まで

申請書の提出

- ・会場責任者を決定してください。
- ・使用の目的、内容等明確にしてください。

許可等の連絡

- ・初めての申請では、利用団体登録が必要のため、許可書の交付まで、10日間程度の日数がかかりますが、申請の際に使用者登録をしておきますと、次回から短時間で許可書を交付することができます。

〔許可できる場合は、連絡のあった日から7日以内に許可書の交付を受けてください。その際、使用料を納入してください。〕

使用料の納入  
使用許可書の交付

- ・使用料の納入時または納入後に使用許可書を交付します。
- ・使用内容によっては関係官庁へ必要書類の届け出等が必要となります。

事前の打ち合わせ

- ・使用日の14日前までに打ち合わせを行ってください。  
その際、プログラム、進行スケジュール等（3部）お持ちください。

使用日当日

- ・入館の際に事務員に許可書を提示してください。

使用后

- ・使用後は施設を清掃し、係員の点検を受けてください。

◎付随設備等の使用料を精算してください。

### 申込受付開始日早見表

使用日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大ホール	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1
その他	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1

※申請開始日が休館日の場合は、その翌日になります。